



小・中学校の臨時休校に伴う給食費の還付を行います

新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月3日から生駒市の小・中学校を休校としました。このことから、3月分の給食費（3月2日に給食を提供した分は除く）を還付します。

還付時期は、小・中学校全員の給食費の年間精算を行うことから、5月中旬頃の予定です。

還付の方法は、口座振替の方は当該の振替口座、現金等で納付の方は学校を通じて還付する予定です。

□還付時期 令和2年5月中旬頃

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市教育委員会 学校給食センター（所長 植島）☎ 0743-73-3141